平成２７年（フ）第５２０４号
東京都大田区東糀谷４丁目３―16―207
債務者　中川　一成
1　決定年月日時　平成27年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月18日まで
5　免責審尋期日　平成27年８月18日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第８６７号
横浜市旭区本村町23番地17　サニーハウス萩原301
債務者　鈴木田鶴子
1　決定年月日時　平成27年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月18日まで
5　免責審尋期日　平成27年８月19日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第８７０号
横浜市泉区中田北１丁目28番８―202号
債務者　松本　敦子
1　決定年月日時　平成27年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月18日まで
5　免責審尋期日　平成27年８月19日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第８８４号
神奈川県大和市西鶴間１丁目８番17号　古川荘203号
債務者　矢嶋　　勉
1　決定年月日時　平成27年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月18日まで
5　免責審尋期日　平成27年８月19日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第５１７９号
東京都中野区弥生町３丁目33―３―303
債務者　治郎丸貴樹
1　決定年月日時　平成27年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月25日まで
5　免責審尋期日　平成27年８月25日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第５１８６号
東京都足立区千住曙町37―７―401
債務者　松田祐喜子
1　決定年月日時　平成27年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月25日まで
5　免責審尋期日　平成27年８月25日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第２５１号
東京都あきる野市伊奈924番地７マインハイム201号
債務者　杉本キミヱ
1　決定年月日時　平成27年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月26日まで
5　免責審尋期日　平成27年８月26日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第６２号
沖縄県宜野湾市新城２丁目27番６号　３Ｆ
債務者　比嘉和歌子（旧姓嘉数）
1　決定年月日時　平成27年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月26日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月２日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２７年（フ）第３８１号
東京都昭島市拝島町１丁目11番13号パークサイドヴィラ105号
債務者　島倉　真一
1　決定年月日時　平成27年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月27日まで
5　免責審尋期日　平成27年８月27日午前10時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第６５９号
横浜市青葉区市ケ尾町479番地１　コーポヒルハウスＢ101
債務者　河本　治美
1　決定年月日時　平成27年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月27日まで
5　免責審尋期日　平成27年８月28日午後４時15分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第６６０号
横浜市青葉区市ケ尾町479番地１　コーポヒルハウスＢ101
債務者　河本　鮎美（旧姓山中）
1　決定年月日時　平成27年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月27日まで
5　免責審尋期日　平成27年８月28日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第７６３号
横浜市神奈川区西寺尾４丁目24番２―107号
債務者　武田　春美
1　決定年月日時　平成27年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月27日まで
5　免責審尋期日　平成27年８月28日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第８８７号
横浜市神奈川区菅田町867番地34　グランドハイツ菅田303号
債務者　三島佐津子
1　決定年月日時　平成27年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月27日まで
5　免責審尋期日　平成27年８月28日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第８８８号
相模原市緑区下九沢2130番地１　橋本パーク・ホームズ501
債務者　三島　隆行
1　決定年月日時　平成27年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月27日まで
5　免責審尋期日　平成27年８月28日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第３６７号
東京都八王子市石川町1920番地石川団地１―507
債務者　野口　伸子
1　決定年月日時　平成27年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月28日まで
5　免責審尋期日　平成27年８月28日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第４３８号
東京都八王子市大谷町70番地市営住宅大谷団地６―201
債務者　浅野　　渉
1　決定年月日時　平成27年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月28日まで
5　免責審尋期日　平成27年８月28日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部